

平成29年度 産業廃棄物管理責任者講習会

東京都では、東京都廃棄物条例により、事業場ごとに
「産業廃棄物管理責任者」を選任しなければならないことをご存知ですか？

産業廃棄物管理責任者の方を対象に、排出事業者の責任等に関する理解を深め、
その責務が果たせるよう人材育成を図る内容の講習会を業種別に開催しています。

当講習会の特徴

○オフィス商業施設系、建設系、製造・物流系の3コース

○建設系コースは、CPDS認定講座（※）

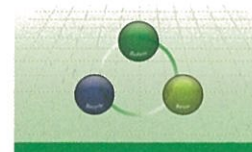
※（一社）全国土木施行管理技師会連合会の継続学習制度）

○講習会修了者には、修了証をお渡し

○個別の質問コーナー

平成29年度版

排出事業者向け
産業廃棄物管理責任者
講習会テキスト



開催日程及び会場（予定）

オフィス
商業施設等

平成29年7月20日(木)

東京都トラック総合会館7階大会議室
(東京都新宿区四谷3-1-8)

建設系

平成29年9月11日(月)

東京都トラック総合会館7階大会議室
(東京都新宿区四谷3-1-8)

製造・物流系

平成29年10月中旬

東京都内の会場（23区内を予定）

オフィス
商業施設等

平成29年11月下旬

東京都内の会場（23区内を予定）

建設系

平成30年2月上旬

東京都内の会場（23区内を予定）

定員数

各回 80 名程度

* 先着順に申込の受付を行います。

受講費用 6,480 円

* テキスト代・資料代（消費税込）

講習会カリキュラム（予定）

10:00	12:15	13:15	14:15	14:25	15:15	15:25	17:00
I 循環型社会の形成を推進するための体系と廃棄物処理法の概要 ・循環型社会形成推進のための枠組み ・廃棄物処理法の概要 ・廃棄物の定義	II 排出事業者の責務 ・排出事業者の責任強化の変遷 ・産業廃棄物の保管と処理 ・措置命令、罰則規定	III 産業廃棄物管理責任者の実務 ・産業廃棄物管理責任者の選任と実務 ・信頼できる処理業者の選定 ・マニフェストの管理 ・産業廃棄物処理の不適正事例	オフィスビル商業施設等系コース IV オフィスビル等廃棄物の適正処理とリサイクルの推進 ・オフィスビル等から排出される廃棄物 ・オフィスビル等廃棄物の処理体系 等 建設系コース CPDS認定 V 建設廃棄物の適正処理とリサイクルの推進 ・建設リサイクル法と廃棄物処理法の関係 ・建設工事における排出事業者 等 製造・物流コース VI 製造・物流業における適正処理とリサイクルの推進 ・製造・物流業から排出される廃棄物 ・製造・物流業の廃棄物の処理体系 等	VII 東京都の産業廃棄物対策 ・東京の産業廃棄物の現状 ・東京都産業廃棄物処理計画（概要） ◇確認テスト ・解答と解説 ◇修了証交付			

〈参考〉産業廃棄物とは？

産業廃棄物の種類			特定の業種等（13～19の廃棄物）
すべての業種に共通	1 燃え殻	特定の業種によるもの	13 紙くず 建設業（工作物の新築・改築・除去に伴うもの）で発生した紙くず、パルプ・紙製造業、印刷業、製本業等で発生した紙くず
	2 汚泥		14 木くず 建設業（工作物の新築・改築・除去に伴うもの）で発生した木くず、木材・木製品・パルプ製造業、輸入木材卸売業等で発生した木くず、廃パレット（全業種）
	3 廃油		15 繊維くず 建設業（工作物の新築・改築・除去に伴うもの）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）で発生した天然繊維くず
	4 廃酸		16 動植物性残さ 食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動植物に係る固形状の不要物
	5 廃アルカリ		17 動物系固形不要物 と畜場でとさつ又は解体した獣畜及び食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物
	6 廃プラスチック類		18 動物のふん尿 畜産農業の動物のふん尿
	7 ゴムくず		19 動物の死体 畜産農業の動物の死体
	8 金属くず		20 政令第13号廃棄物 1～19の産業廃棄物を処理したもので、1～19に該当しないもの
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		
	10 鉱さい		
	11 がれき類		
	12 ばいじん		

出典：九都県市廃棄物問題検討委員会 リーフレット

排出事業者責任とは？

廃棄物処理法は、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定めています。

処理を産業廃棄物処理業者に委託する場合でも、処理責任は排出事業者にあります！

✓排出事業者責任チェック（抜粋）

- ☐ 委託契約を書面で締結していますか？
- ☐ マニフェストを交付していますか？
- ☐ 廃棄物の保管場所に掲示板はありますか？

廃棄物の取扱いには、他にもたくさんの決まりがあります。法令違反を犯さないためにも、法令を正しく理解し、適正に取扱うことが必要です。

産業廃棄物管理責任者とは？

東京都廃棄物条例では、「産業廃棄物を排出している事業者は事業場ごとに『産業廃棄物管理責任者』を選任しなければならない。」と定めています。

産業廃棄物管理責任者は、廃棄物の処理について十分な知識を有し、自社の廃棄物の削減・適正処理を図る役割を担います。

※特別管理産業廃棄物管理責任者とは異なります。

特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得するためには、別の所定の講習を受講する必要があります。

※廃棄物管理責任者とは異なります。

各区市町村の条例で定められている廃棄物管理責任者制度については、所管の自治体にお問合せください。



受講生の声

- ・責任者の実務の重要性について、とてもよく理解できました。
- ・最近問題になった事例が挙げられており、大変分かりやすかったです。
- ・かみくだきなからの説明で、知識が浅くても理解しやすかったです。
- ・テキストの資料編（各様式、記入例、契約等）が具体的で、これからも活用できそうです。

申込方法

WEBよりお申込を受け付けています

東京都環境公社

検索



※ご入金後のキャンセル・受講日の変更は出来かねます。予めご了承ください。
※領収書等の発行は行っておりません。

お問合せ

公益財団法人東京都環境公社
環境事業部環境事業課管理係

TEL：03-3634-4030

FAX：03-3644-2260

Mail：sanpaik@tokyokankyo.jp

産業廃棄物関連情報メールマガジン配信中！

* 毎月第2金曜日配信（月1回）、重要情報は臨時号でお知らせ！

* 通知・補助金・行政処分の情報など、知っておきたい情報が満載！

ご登録は公社ホームページから

※携帯電話、スマートフォンの場合は、
右記のQRコードからご登録ください。



R100

古紙/パルプ配合率100%再生紙を使用
石油系溶剤を含まないインキを使用しています。